

## 「集団的消費者被害救済制度」に関する意見募集の結果の概要について

平成 22 年 10 月 27 日  
消費者庁企画課

「集団的消費者被害救済制度」について、意見の募集をさせていただきましたが、お寄せいただいた意見の概要を取りまとめましたので公表いたします。お寄せいただきました意見は、今後の同制度の検討において、参考にさせていただきます。御協力ありがとうございました。

## 1. 実施期間等

- (1) 実施期間：平成 22 年 9 月 15 日（水）～平成 22 年 10 月 15 日（金）
- (2) 告知方法：消費者庁ホームページ及び e-Gov へ掲載
- (3) 受付方法：電子メール、ファックス、郵送

## 2. 意見の提出者等

意見の提出者数：33 名・機関

(内訳)

個人	: 11 名
消費者団体等	: 11 団体 (内、適格消費者団体 6 団体)
各種団体等	: 10 団体
その他	: 1 団体

## 3. 意見の概要

別添のとおり

## 4. 本件に対する問い合わせ先

消費者庁 企画課  
電話 03-3507-9252

以上

## 主な意見の概要

### < 集合訴訟制度について >

#### 【集合訴訟制度について】

意見の趣旨	
濫訴の防止策を講じるべきである。	同旨 2 件
集団的消費者被害救済のために、集合訴訟制度の早期導入を求める。	同旨 1 件
集合訴訟制度については、被害救済の観点重視した検討が必要である。	
集合訴訟について、多様な価値観を有する消費者が存在すること等を踏まえ、消費者が自己の権利・利益を自らの意思によらずに処分されることのないように十分に配慮した制度設計にする必要がある。	
集合訴訟制度の創設に反対する。	

#### 【手続追行主体について】

意見の趣旨	
適格消費者団体が集合的訴訟制度の手続追行主体の一つとして役割を果たせる制度の構築を求める。	同旨 9 件
訴訟追行主体については、適格消費者団体をはじめとして、訴訟手続において消費者被害救済を適切に行い得る能力を有する主体に広く認めるものとするべきことを検討すべき。	同旨 3 件
訴訟追行主体に課せられる、主張・立証の負担、通知・公告の費用負担その他訴訟追行に要する様々な負担をできる限り軽減し、制度の実効性が担保されるような仕組みを検討すべき。	同旨 2 件
手続追行主体について、公平かつ適正な訴訟追行を確保するという観点から、適格消費者団体に限定すべきであり、その適格性の認定要件については公平かつ適正な訴訟追行ができることを担保するものとなるようにすべきであり、訴訟追行をする適格消費者団体に対する監督措置や情報公開も十分に行うべきである。	
検討に当たっては、参議院附帯決議にあるとおり、行政が手続追行主体となる、いわゆる父権訴訟も検討すべき。	
手続追行主体の適切性要件は、当事者適格を適格消費者団体にのみ付与することで、原則審査不要とすべき。	

【手続モデルについて】

意見の趣旨	
集合訴訟制度の構築に当たっては、A案及びC案の二つの制度の検討を中心にすべきである。	同旨7件
「報告書」に提示されたモデル案については、引続き様々な論点について検討が必要ではあるが、A案ないしB案とともにC案を併存させる方向で検討するのが望ましい。	同旨2件
損害額の主張・立証が典型的である、事業者保有の客観的資料等によって損害額が容易に立証できる等の事情があり、対象消費者による個別の主張・立証がなくとも集団訴訟を適切に審理できるような事案については、いわゆるオプト・アウト方式を基礎とする集合訴訟制度の導入を積極的に検討すべき。	同旨1件
集合訴訟制度のB案及びC案には更に検討すべき点が残されており、現時点においては、B案かC案の選択をするには時期尚早と考える。	同旨1件
A～D案のいずれも慎重に検証すべき問題点を含んでいるものと認識する。	同旨1件
二段階手続を前提とするA案・B案のうち、A案は、片面的既判力を認める点で問題である。	同旨1件
総額判決を可能とすべきである。	
総額判決を採用すべきではない。	
A案C案いずれも、訴訟追行主体は、訴訟法上の請求権として弁護士費用・通知公告費用を、相手方事業者に対して訴求できるとすべきである。	
公告・通知をはじめとする手続追行費用については、手続のメリットを享受する原告側の負担とすべきである。	

< 行政による経済的不利益賦課制度について >

意見の趣旨	
行政による経済的不利益賦課制度については、制度の対象となる事案の限定及び明確化を図るべきである。	同旨 1 件
悪質商法被害事案において、加害事業者の財産が、少なくとも違法・不当な事業者の収益ないしそのような事業活動により形成された財産の限度で、被害者の被害回復に優先的に充てられるようにする仕組みを検討すべき。	
悪質商法被害事案や、不当表示事案など事業者の違法行為により個別の消費者の損害との結びつきを明らかにすることが困難な事案等において、行政等が事業者の違法・不当な収益ないしそのような事業活動により形成された財産を、適切な手続ではなく奪する仕組みを含め、そのような事業活動を実効的に抑止する仕組みを検討すること。	
経済的不利益賦課の法的性格を慎重に検討し、二重処罰とならないよう配慮すべきである。	
行政による経済的不利益賦課制度を行う場合には、国において実施すべきである。	
不利益賦課処分の判断と理由の明示が必要であり、不服申立ての手続や他の法律との整合性を確保すべきである。	
経済的不利益賦課制度の創設により実現する利益と反作用との十分な比較考量が必要である。	

< 財産保全制度について >

意見の趣旨	
悪質商法被害事案において、加害事業者の財産隠匿や財産散逸等により、被害者の現実の被害回復がはかれないという事態を避けるべく、行政等がこれら事業者の財産を早期にかつ包括的に保全する仕組みを検討すべきである。	同旨 9 件
財産保全を実効的に行うためには、提訴前の情報収集手段の拡充が不可欠である。	
保全制度の導入に当たっては、行政機関が行う場合には、国がその法執行に当たるべきである。	
財産保全制度の対象となる事案の限定及び明確化を図るべきである。	
財産保全は、通常の民事保全制度で行うべきである。	
監督官庁による破産手続開始申立権の付与については慎重に検討すべきである。	

< その他 >

意見の趣旨	
被害救済制度を早期に創設すべきである。	同旨 8 件
政府においては、消費者庁及び消費者委員会設置法附則第 6 項にあり、消費者庁関連三法の施行 3 年後を目途として新たな集合訴訟制度と加害者の財産を保全して不当収益をはく奪する制度の導入の両方が確実に実現されるよう、最大限の努力を継続すべきである。	同旨 6 件
集団的消費者被害救済制度の検討に際しては、従来 of 諸制度をどのように活性化するか of 議論・検討が優先してなされるべきであり、それでもなお消費者 of 被害救済が困難な場合に、今回議論されている新たな制度で補完していくべきと考える。	同旨 5 件
被害救済制度を実効的に運用するため、行政庁 of 調査権限及び調査によって得られた情報 of 利用に関する規律 of 整備、適格消費者団体 of 人的・財政的基盤を確立するための方策、導入される諸制度を行政庁あるいは民間で担っていく法律専門家 of 確保等 of 諸制度基盤整備も合わせて進めるべき。	同旨 4 件
適格消費者団体が、制度 of 担い手として持続的に活動できるよう、財政基盤や体制 of 充実強化に向けた、行政 of 積極的支援を求める。	同旨 4 件
集団的消費者被害救済制度 of 対象となる被害や事案を確認し、適切な救済となるような検討 of 必要がある。	同旨 3 件
被害類型について様々なものがある消費者被害 of 多様性を踏まえ、あらゆる消費者被害に適用可能な万能なただ一つ制度というものを構築しようとするのではなく、事案 of 類型に応じ、複数の制度もしくは考え方 of 方向性を組み合わせて救済 of 実効性を高めるよう努めるべきである。	同旨 3 件
制度 of 濫用を防止する措置を講じるべきである。	同旨 3 件
一般 of 消費者が使いやすい制度が必要である。	同旨 2 件
今後 of 議論、検討においては、中小企業も含む事業者からの意見を聴取する機会を設ける等、事業者 of 参画が必要である。	同旨 2 件
集団的消費者被害救済制度は、実効性 of 高い制度となるような検討すべきであり、特に、集合訴訟制度 of 設計に当たっては、被害回復 of 実効性と効率性、公平性 of バランスが制度 of 定着・安定化にとって重要である点に留意した検討を行うべきである。	同旨 2 件
最近 of 消費者被害 of 実態を捉え、消費者契約法を改正すべき。	